

## 株式会社鎌倉新書と「すまいのプランニングノート」の制作等に関する協定を締結しました

堺市と株式会社鎌倉新書は、すまいに関する自身の思いを家族に伝えるツール「すまいのプランニングノート」を活用し、空き家の発生や管理不全化の予防を図るため、「堺市における「すまいのプランニングノート」の制作等に関する協定」を締結しました。

### 1 締結先

株式会社鎌倉新書（東京都中央区京橋 2-14-1 兼松ビルディング 3 階）  
代表取締役社長 小林 史生



### 2 協定締結日

令和6年12月27日（金）

### 3 協定内容

- 「すまいのプランニングノート」のデータ制作・印刷
- 堺市内に住宅を所有されている方及び堺市内の住宅を相続された方又は相続予定の方からの「すまいの終活」を含む終活に関する相談への対応

### 4 具体的な取組内容

- 令和7年1月より、すまいのプランニングノートを各区役所や各区に所在する地域包括支援センターなどへ配架し、相談者などに無料で配布します。
- 本市の終活セミナー等の参加者へ配布し、空き家化の予防の周知・啓発を行います。

### 5 空き家にしないための「すまいのプランニングノート」

自宅などをお持ちの方が知っておくと役立つ情報を分かりやすく記載し、自分の思いを家族に伝えるツールです。

空き家の発生要因は相続が半数を占めています。自宅の今後について考えてもらうきっかけとして、すまいのプランニングノートを活用いただき、自宅などの所有不動産の今後について、不動産情報や相続に必要な事項、自分の思いをノートに記入してもらうことで、相続人による空き家の利活用を円滑化し、空き家の発生を予防します。

堺市 空き家にしないための  
すまいのプランニングノート



鎌倉新書

問  
い  
合  
わ  
せ  
先

担 当 課：建築都市局 住宅部 住宅施策推進課  
電 話：072-228-8215  
ファックス：072-228-8034

## 堺市における「すまいのプランニングノート」の制作等に関する協定書

堺市（以下、「甲」という。）及び株式会社鎌倉新書（以下、「乙」という。）は、「すまいのプランニングノート」の制作等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する空き家化の予防に係る業務の一環として、「すまいのプランニングノート」を制作等するものとし、甲乙間のその役割分担等を定めることを目的とする。

（内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、以下の内容の支援を行う。

支援内容	(1) 別紙1仕様書のとおり、「すまいのプランニングノート」のデータ制作・印刷を行い、甲の指定する先に納品する。 (2) 堺市内に住宅を所有されている方及び堺市内の住宅を相続された方又は相続予定の方からの「すまいの終活」を含む終活に関する相談に対し、乙が持つサービスやノウハウを提供し対応する。
費用負担	「すまいのプランニングノート」のデータ制作・納品のほか、その印刷・運搬はいずれも乙の費用負担により実施する。 ただし、印刷開始後の仕様変更等特段の事情が甲の希望により生じた場合に発生する費用については、甲乙協議の上でその負担割合を決定する。
本協定の有効期間	本協定締結日から別紙1仕様書で定める配布期間終了までとする。 ただし、配布期間終了の1か月前までに甲乙いずれからも申出がなければ本協定は更新されるものとし、更新後の仕様については、甲乙協議の上で定める。
その他	(1) 「すまいのプランニングノート」の納品は原則として一括納品とする。ただし、別途甲の要請がある場合には、乙で審査の上、甲乙合意の上で、分納など別の取り扱いができるものとする。この場合、納品する冊子に関しては原則として最終校正で確定したデータに基づくものとする。 (2) 別紙2の合意事項についても双方遵守しなければならない。

（その他の事項）

第3条 この協定に定めのない事項で協議する必要があるとき及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙は協議して必要な事項を決定するものとする。

この協定を証するものとして、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年12月27日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市  
堺市長 永藤 英機

乙 東京都中央区京橋2-14-1 兼松ビルディング3階  
株式会社鎌倉新書  
代表取締役社長 小林 史生

(別紙1)

「すまいのプランニングノート」の制作等に関する仕様書

冊子名	すまいのプランニングノート
規格・色	中綴じ冊子/A4 サイズ/フルカラー両面印刷
紙質	冊子：上質紙 90 kg(予定)
総ページ数	40 ページ程度（協議の上、決定とする）
広告ページ数	上限 10 社 10 ページ程度（協議の上、決定とする）
発行部数	5,000 部（協議の上、決定とする）
発行回数	1 回
納品回数	1 年に 1 回
納品日	協定締結日から 1 か月以内 ただし、次年度以降は、修正原稿の提出後 2 カ月以内
配布期間	令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月まで ただし、残部数により、協議の上、延長も可能とする
配布対象者	市民、窓口に来られた方等
発行元	堺市
納品先	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号（堺市 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課）

1. 校正は 2 回とする。
2. 乙は、納品日から配布終了までの期間において、落丁及び乱丁などあれば必要に応じてその差し替え要望に対応する。
3. 全ての内容は関係法令で定める基準に準拠したものでなければならない。
4. 乙は、納品物に不備がない限り、当該納品物を引き取らないものとする。
5. 仕様書記載の発行部数より部数が足りなくなった場合について、協議の上、増刷対応するものとする。
6. 天候や交通状況の悪化等その他不可抗力による配送遅延については、乙はその責任を負わないものとする。

(別紙2)

## 「すまいのプランニングノート」の制作等に関する合意事項

### 1. 「すまいのプランニングノート」の制作手続きについて

- (1) 甲は、乙の指定する時期までに、「すまいのプランニングノート」に掲載することを希望する情報を電子データにて提供するものとする。
- (2) 乙は、前号の電子データを活用して「すまいのプランニングノート」を制作する。この制作にあたって乙は自らの責任と負担で第三者に再委託を行うことができ、その場合は本協定によって乙が負担する各義務を当該第三者にも負担させなければならない。
- (3) 「すまいのプランニングノート」の制作における、校正作業は甲乙が協力して行い甲の最終校正データの確認をもって、印刷するものとする。
- (4) 乙は、前号の「すまいのプランニングノート」の制作に際して、別紙1仕様書に定める範囲内のページ数で当該冊子に掲載する広告の出稿元・出稿料を自らの裁量で決定することができる。ただし、次の各号に定める条件を満たしたものでなければならない。
  - ① 掲載する広告の内容が公序良俗に反する等により甲の基準上不適当なものとはなっておらず、また甲において広告掲出要綱の定めがある場合には当該広告掲出要綱において定められている広告内容の制限に抵触しないものであること。
  - ② 甲において広告審査会その他の広告審査を行う機関が存在する場合は、当該機関の判断により広告の掲載が拒絶され得るものであることを予め乙において広告出稿予定先に説明を行っていること。
  - ③ 広告内容に関する責任は広告主において負担するものとされていること。
- (5) 甲の希望により、「すまいのプランニングノート」のデータを甲自らが管理する公的なWebサイトに掲載をすることができる。ただし、当該データは、乙が提供した現状有姿のまま掲載するものとし、無断で紙媒体に掲載されている広告の削除等の編集を行ってはならない。

### 2. 「すまいのプランニングノート」の権利関係及び機密保持・情報公開

- (1) 本協定により制作される「すまいのプランニングノート」は、乙が甲に納品した後は当該冊子の所有権は甲に移転するものとする。ただし、「すまいのプランニングノート」の乙が発案したデザインや広告の知的財産権は乙に留保されるものとする。
- (2) 甲乙いずれも本協定の実施に際し得た相手方の機密情報を厳に秘密として管理するものとし、相手方の同意なく公開し又は本協定の目的以外の目的で利用してはならない。本規定は協定終了後も存続するものとする。
- (3) 甲が本協定に関してプレスリリースを希望する場合は、乙が東証プライム上場企業であり当該プレスリリースに当たり併せて東証での開示を行う必要が生じる可能性があることから、事前に協議をしてその内容・時期を決定するものとする。

### 3. 暴排条項

乙は、自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団ではないことを誓約し、仮にこの誓約に反する場合は本協定が解除されることに何らの異議も唱えることはできない。

### 4. 特記事項

甲は、自らが管理する公的なWebサイトに情報掲載を行う等により、乙による広告主の募集の支援を行うことができる。

以上